

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月9日（令和5年（行情）諮問第250号）

答申日：令和5年7月31日（令和5年度（行情）答申第215号）

事件名：海上自衛隊幹部学校の「調査研究」に該当するもののリスト一覧等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海幹校の「調査研究」（「海上自衛隊幹部学校調査研究に関する達」第3条）に該当するもののリスト一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。＊＊仮にリストが存在しない場合は、研究に該当するもの全て（期間は平成24年度～平成26年度）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の1に掲げる5文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月31日付け防官文第18528号より防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

諮問庁は、本件対象文書（請求受付番号：2016. 2. 22-本本B1779）の複写の交付にあたって、変更履歴情報、プロパティ情報等の付随を避ける措置を取ったとの説明を行っている（別紙（略）参照）。

従って、「利用又は保存されている状態になく」という理由説明書の主張とは明白に矛盾する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる5文書（以下「本件特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年4月22日付け防官文第8569号により、本件特定文書のうち（1）の表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年10月31日付け防官文第18528号により、本件対象文書について、法5条3号に該当する部分を不開示と

する一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式並びにPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年4月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用し、残りの部分として本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち、文書1及び文書5については、いわゆる文書作成ソフト又はプレゼンテーションソフトによるデータを保有しており、原処分ではPDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 文書2及び文書4については、海上自衛隊幹部学校の調査研究に関する達（平成25年海上自衛隊幹部学校達第3号）5条に基づき、幹部学校内で、調査研究大綱について周知するために作成したものである。

作成に当たっては、編集用として電磁的記録を作成した上で、紙媒体に印刷して原議とし、当該電磁的記録をPDFファイル形式の電磁的記録に変換・保存し、決裁を受けた後、部内での情報共有のため、部内イントラネット上へ掲載しているものである。

なお、編集用に作成した電磁的記録については、PDFファイル形式の電磁的記録を部内イントラネット上の掲示板へ掲載した後は、必要がないため廃棄していることから、電磁的記録は保有していない。

ウ 文書3については、紙媒体のみを保有しており、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

(2) 上記(1)イで諮問庁が説明する本件対象文書の作成・管理方法を踏まえると、文書2ないし文書4について、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点はない。

したがって、防衛省において、本件対象文書のうち、文書2ないし文書4について、本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 日米間の作戦要務の実情等に関する情報

別表の連番1及び4に掲げる不開示部分には、日米間の作戦要務の実情及び日米の部隊運用手続に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 海上自衛隊の編成及び研究の進捗に関する情報

別表の連番2、3及び5に掲げる不開示部分には、海上自衛隊幹部学校の編成及び研究の進捗に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力及び研究能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、

不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

文書1 平成24年度学校研究資料 海上自衛隊幹部学校研究部（表紙を除く。）

文書2 平成25年度調査研究大綱について（通達）（幹校運第198号。25.5.16）

文書3 平成25年度個人研究成果等報告について（報告）

文書4 平成26年度調査研究大綱について（通達）（幹校運第143号。26.5.9）

文書5 平成26年度SSG個人研究関連活動実績

2 本件特定文書

(1) 平成24年度学校研究資料 海上自衛隊幹部学校研究部

(2) 平成25年度調査研究大綱について（通達）（幹校運第198号。25.5.16）

(3) 平成25年度個人研究成果等報告について（報告）

(4) 平成26年度調査研究大綱について（通達）（幹校運第143号。26.5.9）

(5) 平成26年度SSG個人研究関連活動実績

別表

連番	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	本文 2 ページ第 1 項第 2 号イの一部	日米間の作戦要務の実情及び日米の部隊運用手続に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2		本文 3 ページ第 1 項第 4 号の一部	海上自衛隊幹部学校の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 4	本文 2 ページ第 1 項第 1 号イの一部	海上自衛隊幹部学校の研究の進捗に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の研究能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4		本文 3 ページ第 1 項第 2 号及び 4 ページ第 2 項第 1 号アの一部	日米間の作戦要務の実情及び日米の部隊運用手続に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に

			該当するため不開示とした。
5		本文 4 ページ第 1 項第 5 号の一部	海上自衛隊幹部学校の編成に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の運用能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。